

記 者 発 表				
月 日（曜）	担当部課 （班名）	電話番号	発表者 （担当班長等）	その他 配布先
7 / 16（木）	まちづくり部 公営住宅管理課 （管理班）	078-230-8459 内線 4898	公営住宅管理課長 小山 達也 （村上 修司）	——

県営住宅における子育て向け支援について（7月募集分）

I 子育てしやすい県営住宅

1 グレードアップ改修住宅に係る入居者募集

(1) グレードアップ改修住宅について

ア 子育てしやすい住環境を確保するため、間取りの変更や水回り設備の更新などのリフォームをしている。

イ 応募できるのは、次の①②のいずれかに該当する世帯

①新婚世帯（合計年齢 80 歳未満で婚姻成立後 2 年以内の夫婦（婚約・内縁関係含む））

②子育て世帯（18 歳未満の扶養親族がいる世帯）

(2) 6 月募集住宅

住宅名	部屋番号	住所	管轄事務所
灘の浜高層	6-407	神戸市灘区浜海岸通	A
灘の浜高層	7-413	神戸市灘区浜海岸通	A
大開高層	1-910	神戸市兵庫区大開通	A
明和高層	1-801	神戸市兵庫区明和通	A
小束山高層	1-212	神戸市垂水区多聞町	A
小束山高層	1-401	神戸市垂水区多聞町	A
尼崎西難波鉄筋	1-209	尼崎市西難波町	E
尼崎西難波鉄筋	1-505	尼崎市西難波町	E
西宮浜高層	6-201	西宮市西宮浜	E
西宮浜高層	6-304	西宮市西宮浜	E
南芦屋浜高層	2-202	芦屋市陽光町	E
伊丹西桑津高層	1-114	伊丹市桑津	F
宝塚切畑	3-108	宝塚市山手台西	F
川西下加茂高層	2-610	川西市下加茂	F
明石清水第 2 高層	2-107	明石市魚住町清水	C
明石東二見高層	2-103	明石市二見町東二見	C
加古川神野第 2 住宅・高層	4-101	加古川市新神野	D
姫路家中高層	1-112	姫路市広畑区才	G
姫路家中高層	1-402	姫路市広畑区才	G
姫路家中高層	1-405	姫路市広畑区才	G
姫路白浜南高層	1-203	姫路市白浜町甲	G

※ 定期借家住宅として原則 10 年間に限り入居可能（世帯の状況により延長可）

- (3) 募集期間 令和8年7月24日(金)～7月30日(木) (郵送受付)
抽 選 日 令和8年8月12日 (水)

2 お問い合わせ先

- (1) TC神鋼不動産サービス (株)
A: 神戸管理事務所 (神戸市、ただし西区を除く) 078-647-9201
神戸市長田区二葉町 5-1-32 新長田合同庁舎 7 階
B: 西区・明舞管理事務所 (神戸市西区、明舞地区) 078-915-1091
明石市松が丘 2-3-27 松が丘ビル 1 階
C: 明石管理事務所 (明石市、稲美町、播磨町) 078-913-7766
明石市樽屋町 8-27 NTT 西日本明石ビル 1 階
D: 加古川管理事務所 (加古川市、高砂市) 079-427-2025
加古川市加古川町篠原町 9-1 OKビル 4 階
- (2) (株) 東急コミュニティー
E: 阪神南管理センター (尼崎市、西宮市、芦屋市) 0798-23-1090
西宮市六湛寺町 14-5 ハイス西宮ビル 4 階
F: 阪神北管理センター (伊丹市、宝塚市、川西市、三田市、猪名川町) 0797-83-6401
宝塚市栄町 1 丁目 6-1 花のみち 1 番館 301 号室
- (3) (株) 兵庫県公社住宅サービス
G: 姫路事務所 (姫路市、神河町、市川町、福崎町) 079-286-9701
姫路市東延末 2 丁目 154-2 さくらケース姫路ビル 4 階

II 入居しやすい県営住宅

1 新婚・子育て等の優先枠

これから結婚・子育てをする県内に居住する若者・Z世代を対象に暮らしやすい住まい・住環境の確保を図るため、県営住宅に入居できるよう優先枠を設定する。

(1) 優先枠数 (全体)

優先枠	若年	母子・父子	多子	新婚・子育て	計
設定戸数	4	12	1	54	71

※ 「若者」は夫婦の合計年齢が 80 歳未満の世帯、「母子・父子」は配偶者がいない 20 歳未満の子を扶養する世帯、「多子」は 18 歳未満の扶養親族が 3 人以上いる世帯、「新婚・子育て」は夫婦の合計年齢が 80 歳未満で婚姻後 2 年以内の世帯又は 18 才未満の扶養親族がいる世帯

(2) 優先枠数 (管理事務所別)

優先枠	若年	母子・父子	多子	新婚・子育て	計
神戸	1	2	0	8	11
阪神南	0	2	1	9	12
西区・明舞	1	2	0	9	12
阪神北	1	2	0	8	11
明石	1	1	0	6	8
加古川	0	1	0	6	7
姫路	0	2	0	8	10
計	4	12	1	54	71

2 新婚・子育て世帯に対する敷金免除

新婚・子育て世帯は家賃 3 か月分を免除 (免除申請書の提出が必要)